五　注射	五　注射
イ　（略）	イ　（略）
ロ　注射を行うに当たつては、後発医薬品又はバイオ後続品の使用を考慮するよう努めなければならない。	ロ　注射を行うに当たつては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。
ハ～チ　（略）	ハ～チ　（略）
六～九　（略）	六～九　（略）
（後発医薬品及びバイオ後続品の調剤）	（後発医薬品の調剤）
第二十九条の二　保険薬局は、後発医薬品又はバイオ後続品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品又はバイオ後続品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。	**第二十九条の二**　保険薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。
（調剤の一般的方針）	（調剤の一般的方針）
第三十条　（略）	**第三十条**　（略）
２　（略）	２　（略）
３　保険薬剤師は、処方箋に記載された医薬品に係る後発医薬品又はバイオ後続品が次条に規定する厚生労働大臣の定める医薬品である場合であつて、当該処方箋を発行した保険医等が後発医薬品への変更を認めているとき、又は遺伝子組換え技術を応用して製造される医薬品の一般的名称を当該処方箋に記載したときは、患者に対して、後発医薬品又はバイオ後続品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、保険薬剤師は、後発医薬品又はバイオ後続品を調剤するよう努めなければならない。	３　保険薬剤師は、処方箋に記載された医薬品に係る後発医薬品が次条に規定する厚生労働大臣の定める医薬品である場合であつて、当該処方箋を発行した保険医等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、保険薬剤師は、後発医薬品を調剤するよう努めなければならない。

○厚生労働省告示第六十八号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び第二十一条第九号ただし書並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示

（療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正）

第一条　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第六　療担規則第十九条第一項本文及び療担基準第十九条第一項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用医薬品	第六　療担規則第十九条第一項本文及び療担基準第十九条第一項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用医薬品
使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の別表に収載されている医薬品（令和九年四月一日以降においては別表第１に収載されている医薬品を除く。）並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、焼セッコウ、別表第２に収載されている医薬品、治療の一環として用いられるワクチン（別表第３に収載されている医薬品に限る。）及び感染症による危機への対応として特に重要な医薬品（別表第４に収載されている医薬品に限る。）	使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の別表に収載されている医薬品（令和七年十月一日以降においては別表第１に収載されている医薬品を、令和八年四月一日以降においては別表第２に収載されている医薬品を除く。）並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、焼セッコウ及び別表第３に収載されている医薬品（令和八年四月一日以降においては別表第４に収載されている医薬品を除く。）